

# 一世皇子女の親王宣下と源氏賜姓

中 村 みどり

はじめに

天平宝字元年<sup>(一七五七)</sup>施行の『養老令』(「繼嗣令」皇兄弟子條)には天皇の兄弟姉妹と子を親王とする旨が記されており、特に皇子女は誕生と共に親王を称した。しかし淳仁朝(在位七五八〜七六四)頃より宣下(以下「宣下」は親王宣下を指す)が行われるようになり、次第に天皇の子であっても宣下を受けて始めて親王・内親王を称することとなる。

特に内親王を宣下された皇女は、桓武朝に大幅に改定された皇親女子の婚制緩和の詔<sup>(三)</sup>においても皇親以外の結婚が許されない存在であったが、しかし村上朝には醍醐皇女の勤子・雅子・康子内親王の三名が藤原師輔に降嫁したことが知られており、これは本来法的にも許されない結婚であった。この内、後の朱雀・村上天皇と同母である康子内親王の降嫁については『大鏡』において「世の人、便なきことに申し、更に村上天皇もこれを「安からぬこと」と思ったことが記されているが、一方それ以前に降嫁している勤子・雅子内親王の降嫁についての言及はない。

これについて安田政彦氏<sup>(五)</sup>は、康子内親王の降嫁が批判の対象となったのは皇后所生の皇女であったためであるとし、また勤子・雅子内親王の降嫁については「本来賜姓されるべき更衣腹の皇女」であったために実現したとする。

しかし更衣腹の皇女にも、紀静子所生の仁明皇子女、在原文子等所生の清和皇子女、源貞子所生の宇多皇女等、宣下された例は複数存在している。確かに女御腹以上の皇子女が賜姓された例は生母が明確な者の内には殆ど存在していないが、しかし更衣腹というだけで即ち賜姓されるべきであったとはいえないのではなからうか。

では賜姓された皇子女とはどのような皇子女であったのか。それを明らかにするためには、賜姓がどのような原則において行われていたのかを明確にする必要がある。

この源氏賜姓に関する研究は度々行われており、特に各朝の皇子女並びに親王所生の王に至るまで、源氏の成立事情に関して詳細な基礎的考察を行った林陸朗氏<sup>7)</sup>の研究は非常に参考として得るものである。しかし問題となる宇多・醍醐朝については詳細の知れない点について多くの疑問を残している。また藤木邦彦氏<sup>8)</sup>は醍醐朝を経て村上朝以後賜姓が減少する理由について考察しているが、一方その中でも僅かに起こり得た賜姓の理由については述べておられず、安田政彦氏も醍醐朝の賜姓が一定時期以後を皆賜姓する出生順によったことを述べる一方で、晩年に宣下を受けた皇子女については言及されていない。更に西松陽介氏<sup>9)</sup>は、醍醐朝に親王とする人数の枠が築かれ、皇位継承問題に関連して有力ではない皇子が賜姓されたとするが、そもそも皇位を脅かす存在ではない更衣腹所生の皇子を、皇位継承権から除外するための賜姓であったとする点など、再考の要される点があるように思われる。その他諸説あるところであるが、いずれにしても宣下と賜姓の別に関する基礎的考察はなおも再考されるべき点が多い。

本稿の発端はそもそも師輔への内親王降嫁を考えるにあたって、それら内親王が賜姓され得る存在であったかどうかという点にあるが、この各朝における親王宣下される者と源氏賜姓される者の違いを明らかにすることは、即ち各朝における皇親に対する対応とその傾向を明らかにする一助にもなるものであろう。

そこで本稿では、一世王への源氏賜姓が始まる嵯峨朝から同賜姓が終焉する村上朝までを限りとし、源氏賜姓が始ま

り、踏襲された前期（嵯峨→陽成朝）と、その変革から終焉にかけての後期（光孝→村上天朝）とに分け、各朝における源氏賜姓の原則を明らかとし、皇親形態に与えた影響を考察する。その手立てとして、まず嵯峨→後三条朝の皇子女とその親王宣下・源氏賜姓の年月日、宣下・賜姓の年齢、並びに生母とその后妃の別など、知られる限りを史料より収集し表とし、その上で各朝にて問題となり得る宣下・賜姓の例を取り上げ、考察した（以下文末一覽表参照）。

## 一 「同母後産」の原則

### 1 源氏賜姓の開始

#### ① 桓武皇子女

我が国で初めて一世皇子女に賜姓が行われたのは桓武朝のことである。初見は延暦六年<sup>(七八七)</sup>に、女孀皇大養男耳所生の光仁皇子諸勝に広根を、女孀多治比豊継所生の桓武皇子岡成に長岡を賜姓した例である（『続日本紀』二月五日条）。更に桓武天皇は延暦二十一年<sup>(八二二)</sup>女孀百済永継所生の皇子安世に良岑を賜姓する（『公卿補任』（以下『公卿』）弘仁七年<sup>(八一六)</sup>）。これらは皇統の転換とキサキ・皇子女の増加による皇親の増大、並びに桓武朝における二度の遷都と造都による財政の逼迫が契機となっており、僅かな例とはいえ皇親の減少を企図して、生母が女孀である者を選んで賜姓したものとと思われる<sup>(10)</sup>。

更に桓武天皇は二世以下の王にも賜姓を推奨しているが、積極的な賜姓の申請は行われなかったよう<sup>(11)</sup>で、更に桓武朝に次ぐ平城朝に至っても、キサキ・皇子女共に少なかったこともあって、一世皇子女への賜姓は継承されていない。

#### ② 嵯峨皇子女

こうした桓武朝の一世皇子女への賜姓という前例を経て、嵯峨朝に初めて源氏賜姓のことがあった。その詳細は『類

聚三代格』(以下『類三』)弘仁五年(八一四)五月八日の詔に見られる。それによると、「男女稍衆、未レ識三子道、還爲三人父、辱累二對邑、空費三府庫、」とあり、賜姓が経済的理由によること、また「唯前号三親王、不レ可三更改、同母後産、猶復一例、其餘如レ可レ聞者、朕殊裁下、」(以下傍線筆者)とあり、既に親王である者は改めず、親王と同母で後に産まれた者も親王とすること、更にその他天皇が特別の裁可により下す可能性があることが分かる。前者については、前代からの経済的逼迫に重ねて、嵯峨天皇の皇子女数が圧倒的に多かつたことも一因であろう。その数は五十名にも及び、この詔を機に皇子女八名が。最終的には計三十二名が賜姓されることとなった。なお詔中にも賜姓の基準については記されておらず、既に親王である者とその「同母後産」、並びに「余如レ可レ聞者」が親王とされたことが分かるばかりである。

さて、初め弘仁五年に賜姓された者の内、最年長となったのは信・貞姫・潔姫の六歳である(『日本後紀』五月八日条)。これより彼等の生年は大同四年(八〇九)となるが、この翌年には後の皇后橘嘉智子が正良親王(仁明天皇)を出産している。そのことから、賜姓の詔が弘仁五年に発されたのは、皇嗣に恵まれたことが契機となったのであろう。

更に嵯峨天皇の皇子女の内宣下された者と賜姓された者の別を検討すると、まず「同母後産」に当たる皇子女は、高津内親王・橘嘉智子・大原浄子・交野女王の所生となる。この他に百済王貴命・高階河子・文屋文子所生の皇子女がそれぞれ宣下されており、その内貴命の出産は弘仁六年頃(八一五)と同十年頃(八一九)の詔発布後であるが、しかし『文徳天皇実録』(以下『文実』)に「嵯峨太上天皇御宇之時、引爲三女御、」(仁寿元年九月五日条)(八五)とあり女御であったことが知られるため、その後妃の別によって所生の皇子女も宣下の特例として殊に裁可されたのであろう。

しかし后妃の別の不明である高階河子・文屋文子所生の皇子女については宣下の理由についても詳細は知れず、林氏は、いずれも生母が王氏賜姓の真人姓一族であったために皇親に准ぜられて親王号が許されたと述べる。しかし真人姓

には、賜姓の列に入った皇子女の生母に当麻氏・甘南備氏・大原氏等も有る。また桓武天皇から血筋の近い長岡岡成の女所生の皇女も賜姓されており、更に同じ大原氏出身の生母でも、淨子所生は宣下、全子所生は賜姓（但しこれは淨子所生の仁子内親王が齋宮となっており、かつ詔以前の所生であった可能性が高いためかもしれない）、百済王氏の貴命所生は宣下、慶命所生は賜姓等、出身氏族によらない例もある。一方、真人姓でも当麻氏が女孀であった可能性が高いこと、百済王氏の内慶命が宮女であったことに注目すると、宣下と賜姓の別は、同時に宮女とキサキの別によったのかもしれない。また更衣の所生にも賜姓の者が見られることから、宮女と一部更衣所生の皇子女が賜姓されたものと考えらる。

以上嵯峨朝における源氏賜姓について考察したが、しかし嵯峨朝の賜姓の詔には皇子女に「賜朝臣之姓」とあるのみで、源氏を賜姓することについては言及しておらず、従って次の淳和朝に源氏賜姓のことは見られない。

### ③淳和皇子女

淳和朝の賜姓は嵯峨朝に比べて皇子女数が非常に少なかったこともあって、多くの例は見られない。確認されるのは『本朝皇胤紹運録』（以下『紹運録』）並びに『日本三代実録』（以下『三実』）貞観五年正月廿五日条に薨伝を残す統忠子であるが、『紹運録』にはこの他に統熟子を載せる。

賜姓は天長九年（八三二）に行われ、「今思既号親王、依舊不悛、同母後産、号之亦同、自外並賜朝臣之姓、或可親王者、特將定焉、」（『類三』二月十五日）とする。即ち、既に親王である者と同母後産は親王とし、他に親王とすべき者があれば特に定める旨を述べる。また嵯峨朝の詔同様、賜姓には朝臣を賜うとあるのみで、源氏を賜うとは明記されていないのであって、従って淳和皇子女が源氏ではなく統氏を賜姓されたことも詔的には何ら問題ではない。

さて、この統氏賜姓であるが、『紹運録』では統熟子の賜姓を天長二年（八二五）、統忠子の賜姓を同九年に作る。しかも『紹

運録』は忠子を仁明皇女に作るが、年齢差より仁明皇女とすることは不自然であるため、忠子は淳和皇女と見るべきであろう。更に賜姓の詔が発されたのは天長九年であるから、天長二年も九年の誤りではなからうか。更に統氏には『三実』貞観五年正月八日条に統尚子の名が見られ、『一代要記』（以下『二代』）には統就子の名を載せる。また『群書類従』所収『紹運録』では忠子と熟子を同一人物と見る旨を注記するなど、度々これらの女子は混同、同一視されてきた。これに対し林氏は、『三実』の従四位上叙位に見られる統氏の記載から、貞観二年十一月廿六日叙位の敦子、同四年正月八日叙位の忠子、同五年正月八日叙位の尚子の三人が存在したことを述べ、就子と熟子はいずれも敦子に字形が類似することから同一人物と見做した。これより、統賜姓はこの三名とする説で間違い無いであろう。賜姓の原因は不明だが、やはり生母の別によったのではないかと思われる。

一方淳和朝には天長九年以後所生となる皇女、崇子・明子・同子も宣下されている（『続日本後紀』承和二年正月廿三日条）。この皇女等はいずれも同母後産にも当てはまらず、宣下の理由は不明確である。また淳和天皇の讓位後の所生と思われるため、讓位された仁明天皇がこれを取り成したとも考えられるが、しかし嵯峨上皇が淳和朝以後も所生の嵯峨皇子女を源氏としている例を考えるに、やはり讓位後の所生であることは理由にはし難いであろう。

そこでこれらの皇女の生母の出身を見ると、崇子内親王生母の橘船子は淳和天皇の幸姫にして嵯峨皇后橘嘉智子の従姉妹、明子内親王生母の清原春子は元右大臣清原夏野の女であり真人姓出身の王氏であることが知られている。しかし同子内親王生母の多治池子は真人姓の出身ではあるものの父は大和守と知られるのみであり、即ち有力な出身ではない。尤も、林氏の説により真人姓であることを一因とするならば宣下の理由も説明できるが、全ての真人姓の生母の子が宣下されたわけではないことは先に述べた通りである。但し淳和天皇は嵯峨天皇に比べて皇子女数が少ないこと、また詔の発布が退位の前年と非常に遅かったことを見ても、賜姓に積極的ではなかったことが考えられ、従って多治池子所

生の皇女もかろうじて宣下されるに至ったのかもしれない。

以上淳和朝には一様に統氏が賜姓されたことを述べた。しかし次の仁明朝では、再び源氏賜姓が見られるようになる。

#### ④ 仁明皇子女

仁明朝では承和二年<sup>(八三五)</sup>に最初の賜姓が見られ、以後六名の皇子が賜姓された。なおその内の源登は後に母の過失により

源氏の属籍を削られ、貞を賜姓された様子が見られるが<sup>(八六六)</sup>「三実」貞観八年三月二日条、これは同日条より、嵯峨天皇の遺旨に「母氏有<sup>レ</sup>過者、其子不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>源氏<sup>一</sup>」とあることから別姓とされたものである<sup>(13)</sup>。

賜姓の詔では「如今所<sup>レ</sup>有、朕之兒息、除<sup>二</sup>親王之号<sup>一</sup>、賜<sup>二</sup>朝臣之姓<sup>一</sup>」、「其前号<sup>二</sup>親王<sup>一</sup>、依<sup>レ</sup>舊不<sup>レ</sup>改、同母後産、猶復一例等制、」<sup>(14)</sup>「類三」承和二年四月二日」とされ、およそ前代同様に、朝臣の姓を賜うこと、既に親王である者は改めず、同母後産も同じく親王とすることが述べられる。

仁明皇子の賜姓は嵯峨朝に倣い源氏が賜姓されたが、同じく賜姓される者の名を一字名に統一するという名付けの法則も嵯峨朝を踏襲している。先の淳和朝では統氏を賜姓したにも関わらず再び仁明朝では源氏を賜姓したことについては、嵯峨天皇と淳和天皇が兄弟であったのに対し、仁明天皇が嵯峨天皇の子であったことが原因であろう。即ち、嵯峨天皇の皇子女の内源氏となった者は仁明天皇の兄弟姉妹であり、嵯峨天皇の孫である仁明皇子女が同じ源氏を賜うことは、同じ嵯峨天皇の血脈の出身者という意味で問題ないのである。

さて、『公卿』等から推測される皇子女の生年及び賜姓の時期から、承和二年の詔発布以前に生まれた皇子は人康親王までの四名、並びに源氏賜姓された多・冷・登等がいたと思われる。更に人康親王が天長八年<sup>(八三一)</sup>の所生、同じく賜姓された皇子の内最年長の多が同年の生まれと思われ、即ちこの頃<sup>(15)</sup>即位以前から賜姓の構想があったことがいえる。仁明皇子女には既に斎王となり得る皇女がおり、皇太子も淳和皇子に定まっております、更に承和二年頃には本康親王も生まれ

て、父嵯峨天皇が親王として残した五名と同数となったことで皇位継承者数も安定し、賜姓に至ったものと思われる。或は多が嵯峨皇子の賜姓時の年齢に近しい五歳ほどの適齢となったことが、賜姓の切掛けであったかもしれない。

宣下と賜姓の別はそれまで通り生母の出身によっており、宣下を受けた皇子女の母に対し、賜姓された皇子の生母はいずれも三国氏・山口氏等中小貴族の出身であった。一方宮女と思しき百済王永慶所生の高子内親王が宣下されている点については、仁明天皇即位時、所生の皇女が時子・久子・高子内親王の三名しかいなかったため、齋王とすべく宣下されたものである。長女時子内親王は既に淳和朝の齋院を務めており、久子内親王は天長十年に齋宮として卜定されているため、同天長十年に齋院となり得る皇女として、高子内親王が宣下、卜定されたのであろう。

また更衣の藤原賀登子・紀種子所生の皇子女と、后妃の位の不明な藤原小童子所生の皇女も宣下されているが、この内種子は承和六年正五位下〔『統日本後紀』正月八日条〕、賀登子は承和九年正六位上〔『同』正月八日条〕とある点から、この頃入内、もしくは出産したものと考えられ、いずれも承和二年の詔以後の出産となる。また小童子についてはその詳細も不明であるが、同様の頃と推定する。

藤原氏所生の皇子女については、それまでの傾向を見ても皆宣下されているが、それに加えて賀登子は父が国司階級に留まるものの北家冬嗣の異母弟であり、文徳天皇生母となった藤原順子の従姉妹にあたる。一方小童子は南家出身であるが、橘佐為女を母とする真友の孫であり、父道長の生母は桓武皇后藤原乙牟漏の従姉妹に当たる。従って藤原氏並びに橘氏の血縁という出身から、所生の子も親王に列せられたものと考ええる。一方種子については、父名虎は正四位下右兵衛督を極位極官とし、しかもその昇進は女の種子が仁明天皇、静子が文徳天皇に各々入内し寵を得たことが切掛けとされるように、種子入内以後の昇進である。即ち父や氏族の後ろ盾によって所生の皇子女が宣下したとは言い難い。しかし種子の入内の影響か、種子の弟有常は承和十一年の初叙に前後して藤原内麻呂女を室としたことが知られ、更に



妹の某は仁明女御貞子の兄弟有貞の室となる等、藤原氏との接近が窺え、即ち藤原氏との縁戚による出世への下地が種子入内以前から存在していたことが考えられる。またその後の名虎の昇進と種子の二子出産からも、種子が仁明天皇に寵妃として遇されたことが推測されるため、これらが所生の皇子女の宣下に影響したのかもしれない。

以上、更衣であった三国氏所生の皇子が賜姓される一方で同じく更衣である紀種子所生の皇子女が宣下された例を見てきたが、これらより姓は関係なく、出身氏族の影響力が宣下と賜姓の別に反映されていたことがいえるであろう。そしてそこには天皇の寵という個人的感情に左右された面もあったのではなからうか。

## 2 原則の踏襲

### ⑤文徳皇子女

文徳朝最初の賜姓の詔は仁寿三年(八五三)に發布され、「除親王之号、賜朝臣之姓、奔代相治、已爲成式、誠宣下陶聖風而長扇、共源氏而混流、」「但前号親王、不在此限、同母後産、亦復一例、」(『類三』二月十九日)とあり、およそ承和の勅と相違なく、更に賜姓が「奔代相治、已爲成式、」とされるものとなっていたことが分かる。そしてそれまで同様に既に親王である者は改めず、同母後産を同じとする生母別によることを述べる。

詔の発布の三年前には惟仁親王(清和天皇)が生まれており、親王宣下の年齢が一〜五歳、特に二、三歳頃である例が多いことから、惟仁親王の宣下を機に賜姓が行われたように思われる。更に惟仁親王は第四皇子であり、仁明朝賜姓時の親王も四〜五名であったと思われる点から、嵯峨朝以来その前後の人数が一定の基準となつて賜姓が行われていたのかもしれない。また仁寿三年時には既に九歳となる皇子源能有等があり、即位時から宣下を保留され続けたことを見ても、やはり即位前から賜姓の構想があつたものと思われる。

宣下された皇子女の生母には女御の藤原明子（良房女）を始め、后妃の別の分からない列子・今子ら藤原氏と、同じく后妃の位の不明な仁明女御滋野繩子の妹奥子、仁明更衣紀種子の妹静子の二人が知られる。また他にも藤原氏出身のキサキに古子・年子・多賀幾子・是子等がおり、女御となっていることから（『文実』<sup>（八五〇）</sup>嘉祥三年七月九日条）、後宮における藤原氏の増加と共に、彼女等は殊更の優遇を受けたものと思われる。

滋野奥子・紀静子所生の皇子女への宣下は、各々の姉所生の皇子女が宣下されていることを鑑みればいずれも不自然なことではないが、しかし奥子の従姉妹である零子所生の皇子は賜姓されていること等から、出身氏族だけが原因ではないだろう。尤も奥子については姉が女御であったことから同じく女御であった可能性もあるため、それが子女の宣下の理由となったということもある。更に父貞主は正四位下参議宮内卿に至った人物で、貞主家が多くの子を育て繁盛したのは貞主の思いやりがあり情け深い性格のおかげであった（『文実』<sup>（八五二）</sup>仁寿二年二月八日条）ようであるから、父が評判の人物であったこと、また長女繩子が穏やかで立ち居振る舞いも整った仁明天皇の寵妃であったように、同じく奥子も容貌に優れ文徳天皇の寵を得たとされることから、これらが影響したことも考えられよう（同日条）。

一方の静子の后妃の位は明確ではないが、『古今和歌集目錄』は御息所とし、『作者部類』は更衣とするため、東宮に入侍し御息所と称された後、更衣となったものと思われる。その呼称も『紀氏系図』『歴代編年集成』にて「三條町」、「古今和歌集」にて「三條の町」とあることから、おそらく女御ではなかったであろう。ではなぜ静子所生の皇子女が宣下されたかという点、第一皇子惟喬親王の生母であったことが一因ではなからうか。例えば、『西宮記』「五日叙位儀」には「一親王及后腹、一度三品、余四品、」とあって、長男となる親王及び后腹の親王が他の親王に対し初叙において優遇され三品を授けられる規定であったことが分かる。このように、生母に関わらず長男は別格の扱いであったことがいえる。

従つて、滋野奥子は女御、或は天皇の寵によつて。紀静子は寵もさることながら、所生の皇子が第一皇子であつたため、各々の所生の皇子女が宣下されたものと考ええる。

対する賜姓された皇子女の生母については、清原氏・多治氏等淳和朝では宣下されていた出身者に加え、伴氏・菅原氏・布勢氏が見られるが、いずれも中小貴族となっており、また伴氏については文徳朝に参議に至つた伴善男等があるものの、源能有の生母と伝えられる伴氏は詳しい出身も不詳であるから、恐らくは有力とされない出身であつたものと思われる。

以上より文徳朝は、仁明朝に親王とされた皇子女の生母と同じ出身氏族のキサキ所生の皇子女が同様に宣下され、そこから除かれる中小貴族所生の皇子女が賜姓されたことになる。また多くの藤原氏子女が入内した例から、外戚としての藤原氏勢力の急速な拡大と、加えて前代からの後宮の様相がこの宣下と賜姓の別に影響しているように思われる。

#### ⑥ 清和皇子女

次の清和朝最初の賜姓は、貞観十五年(八七三)に行われた。勅の内容は前代までと殆ど同じであるが、更に「故其不<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>已者、擇<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>親王<sub>一</sub>」、「唯<sub>下</sub>其後一世早停<sub>三</sub>王号<sub>一</sub>即賜<sub>中</sub>朝臣<sub>上</sub>、以<sub>レ</sub>節<sub>三</sub>國家之經用<sub>一</sub>」、「類<sub>三</sub>四月廿一日<sub>一</sub>」とあり、已むを得ざる者を択んで親王とする事、また王についても、従来より一世早く王号を止め朝臣を賜う旨が追加されている。また「其号<sub>三</sub>親王者<sub>一</sub>、同母後産、並同<sub>盡<sub>一</sub></sub>」(同上)とあり、それまで同様同母後産を同じとする生母別であることが述べられている。なお清和朝の賜姓は復数人への宣下も同時に行われており、この時は宣下された者が八名、賜姓された者が五名の計十三名であつた。これ以前の宣下の例も貞明親王(編成天皇)の一例のみである。

貞観十年(八六八)十二月十六日所生の貞明親王は、翌年二月一日に生後三ヶ月で立太子されており、親王宣下もその間に行われたものと思われる。その後間もなく貞固・貞元親王等が生まれているはずだが、彼等は早々と宣下された貞明親王に

対し四く五歳まで宣下を保留されていた。これは貞明親王の早すぎる立太子に際し、夭折の危険性も残る中、第二・第三皇子の宣下を保留させたかった藤原氏の意図が影響していたのではなからうか。その後貞観十五年には貞明親王も六歳となり夭折の可能性も減少したばかりか、同母弟となる藤原高子（長良女）所生の貞保親王も誕生しており、源氏とすべき皇子も一定数生まれていたために、同時に宣下と賜姓のことが行われたものと考えられる。

その宣下と賜姓の別は生母の出身氏族によっており、宣下された皇子女の生母は外戚藤原氏、嵯峨皇后嘉智子を通して外戚となる橘氏、並びに皇親となる女王、近親の王氏となる在原氏であり、父は参議以上か各省大輔クラスである。唯一藤原良近がこの時右中弁であるが、藤原氏とあってこれに含まれたのである。一方の賜姓された皇子女の生母は、賀茂氏・大野氏・佐伯氏等、やはり中小貴族の子女となっている。更に貞観十八年には正六位木工允でしかない藤原眞宗女（更衣）所生の皇子貞頼が宣下されているのを見ると、既に藤原氏が外戚というだけで宣下される等、出身氏族が大きく関わるようになっていたようである。この原則から行くと、清和朝に問題となり得る事例はない。

#### ⑦陽成皇子女

次の陽成天皇は、藤原氏を外戚とし九歳で受禪されたものの、摂政藤原基経との反目により若くして退位した天皇である。従って所生の皇子女も皆退位後の所生となるため、賜姓の詔も見られない。但し『尊卑分脈』（以下『尊卑』）、『紹運録』（村上本）、『帝王系図』（吹上本）より、延長三年（九二五）に清蔭・清鑿・清遠の三名が賜姓されていたことが分かる。その生母は紀氏・伴氏・佐伯氏であり、一方藤原氏・皇親の所生は宣下と、清和朝と同様の傾向であったことが見て取れる。

しかし延長三年の賜姓時、『公卿』によって知られる生年から計算した源清蔭の年齢は四十二歳と高齢になり、非常に不自然である。また清蔭は延喜三年（九〇三）に従四位に叙されており（『公卿』）、即ち品位でなく位階である点からも、賜姓

以前に親王であった可能性もなからう。或は親王とも源氏とも定められず王という曖昧な立場で有り続けた可能性については、父陽成上皇が存命中であり、かつ清蔭が二十歳前後で通常通り初叙されている点からも、やはり考え難い。

そこで『尊卑』の表記をより深く検討すると、清鑿項における「延長三五廿」の表記が、前田家本、内閣文庫本では欠けていること、並びに清遠項における「延長」の表記が、前田家脇坂本、前田家本、内閣文庫本では「延木」とされていることから、即ち「延長」が「延喜」の誤りであった可能性が考えられる。尤も延喜であったとしても、延喜三年五月二十日の賜姓では清蔭の延喜三年一月の叙位には間に合わないが、しかし長く親王とも源氏とも定められずにいたものが延喜三年に到り初叙を機に賜姓されたという方が、延長三年に四十代で賜姓されたとするよりははるかに可能性として有り得るのではなからうか。

以上嵯峨・陽成朝の宣下と賜姓の別を見てきたが、いずれも一貫して一定時期以後所生の皇子女を、同母後産の原則により、生母別によって宣下・賜姓していたことが分かる。更にその生母は、初めはキサキと宮女の別、並びに更衣の内出身勢力の弱い者から賜姓される皇子女が選ばれていたが、仁明朝以後藤原氏等の有力氏族出身のキサキに加え、天皇の寵が宣下に影響を及ぼすようになり、更に清和朝以後、明確に出身氏族によって選別されるように変化していったようである。そして、こうした宣下される者の選別はそのままキサキの選別とも比例しており、とりわけ清和朝のような生母氏族を限定して行われる宣下の例からは、皇親の血筋が母系を通してより限定されたものへと集束されていくことになった。そしてその宣下された皇子女の生母の出身は、天皇と近親になる藤原氏・橘氏・皇親・王氏等であり、とりわけ藤原氏の子女が多く、父の身分にも関わらず出身氏族だけで所生の皇子女が宣下された例から、そこには藤原氏の後宮政策の中で、血統と外戚関係を通して皇親すらも掌握せんとする意図が感じられるようである。

## 二 賜姓の原則の変革と終焉

### 1 皇統の転換による変則的な賜姓

#### ⑧ 光孝皇子女

陽成天皇の退位により思いがけず即位した光孝天皇は、即位後間もない(八八四)元慶八年六月二日、先に斎王として内親王宣下した二名の皇女を除き、全ての皇子女を賜姓した。それ以前、貞観十二年二月十四日の時点でも光孝天皇は所生の王十四名を賜姓しており、元慶八年時既に亡くなっていた子を除いた源旧鑿・是忠・是貞等が重複して賜姓されている(八九六)〔三実〕。更に時服月俸に預かっている「空性」という僧が貞恒のことであったようで、後に還俗し、寛平八年再び源氏となっている〔紹運録〕。即位後このように重複して賜姓が行われたのは、一世源氏と二世源氏では時服月俸、初叙等にも差があることから、改めて一世源氏として賜姓しなおしたのであろう。また貞観十二年には公損が少ないことを理由に賜姓されなかった女王も、元慶八年には賜姓されることとなった。<sup>(17)</sup>

そもそも光孝天皇が斎王を除く全ての皇子女を賜姓したのは、即位の擁立者である藤原基経への恩義から、自身の皇子女を皇位継承者の列から除き、次代こそは基経が外戚となる天皇が即位できるようにとの配慮であったものと思われる。しかし基経は血縁のある皇太子の擁立は行っておらず、そのため光孝天皇の晩年に至っても、未だ皇太子は立っていない状態であった。そこで遂に仁和三年八月二十五日、光孝天皇の薨去の直前になり、元慶八年に源氏賜姓されていた源定省が親王に復され、翌日立太子、踐祚する事態となる〔日本紀略〕(以下『紀略』)。即ち、イレギュラーな退位と即位による皇統と政局の転換が、源氏から親王に復した天皇が即位する、という更なるイレギュラーを生むことになったのである。ここに源氏は、親王に復される可能性を持った存在へと変化した。

## ⑨宇多皇子女

源氏から復して即位した宇多天皇の皇権は脆弱であり、治世当初における基経との確執もあって長く近親への宣下はなく、即位の二年後の寛平元年(八八九)にようやく皇子への宣下が初見する。この時宣下を受けた皇子四名はいずれも即位以前の所生であり、即ち源氏であったはずであるから、これらも源氏から親王へと復された例となる。

さて、宇多朝にて確認できる賜姓は源順子・臣子の二名だけである。宇多天皇と同じ血統となる皇子女は光孝天皇の一斉賜姓により殆ど存在しておらず、皇権の弱い宇多系系の皇親を増産させるためにも皇子女の賜姓を避けたのかもしれない。そのためか、光孝(18)醍醐朝には近親婚も多く見られ、光孝血統の皇親の結束を固め、皇権を正統化せんとする意図が見られる。従って、基本的には全ての皇子女に宣下するつもりではなかったのではないだろうか。

しかし同時に、宇多皇子女は生母不詳の成子内親王・戴明(19)・行中親王の他は藤原氏・橘氏・源氏・皇親を生母としており、即ちこれまでも宣下に預かってきた氏族出身の生母である。一方賜姓された順子の生母は『菅原氏系図』等より菅原氏の出身と思われる、後に菅原道真等が台頭するものの、前代からの通例では宣下に預からない生母であったから、当然それまで同様生母の出身により宣下と賜姓が分けられた可能性もあるだろう。そこで以下、源順子について掘り下げて考察してゆく。(20)

そもそも順子は『紹運録』や『帝王系図』に「配<sub>二</sub>貞信公<sub>一</sub>」、「二代」に「適<sub>二</sub>貞信公<sub>一</sub>」とあり、藤原忠平室となり実頼を生んだことでも知られている。しかし一方で角田文衛氏(21)は、『紀貫之集』延長二年忠平北方の五十算賀の記事より順子の生年を逆算すると宇多天皇との年齢差が九つしかないことから、順子が光孝皇女で、後に宇多養女となったとする説を提示された。一方で林氏は、この『紀貫之集』の五十算賀は四十算賀の誤りであると、宇多天皇との年齢差の解消を図った。更に島田とよ子氏(22)は、従来の延長三年(九二五)の忠平室卒去の記事より、これを順子の死去と見る説では、

『大和物語』における実頼の母の菅原(順子)の君が没し、その服喪が明けた頃に宇多法皇の仲介によって忠平に禁色が勅許されたとする記事について、延長三年には既に忠平が正二位左大臣となっており、非参議四位以下を対象とする禁色勅許を受けるには相応しくないことを指摘し、この卒去の記事が順子のものではないことを述べられた。即ち、延長三年に没したのは忠平のもう一人の室である源能有女昭子であるとし、順子の没年は実頼を生んだ昌泰三年(九〇〇)から、忠平が参議となる延喜八年(九〇八)の間と想定すべきであるとし、同じく『紀貫之集』に見られる五十算賀も、この時には既に順子は没しており、従って源昭子のための五十算賀であったと見る。この説であれば延長三年四月没を順子とする説に対し、『後撰和歌集』忠平の和歌の詞書にある「七月ばかりに、左大臣の母身まかりける時」という内容にも齟齬は無くなり、また五十算賀とも関係がなくなるため、順子の生年は不明となるわけである。例えば、順子が二十歳で実頼を生んだとしても順子の所生は元慶五年(八八二)となり、時に宇多天皇は十五歳である。今少し順子の出産年齢が若かったと考えても問題はなく、宇多皇女という史料を疑う必要はなくなる。従って、やはり順子は宇多皇女として見るべきである。<sup>(23)</sup>

順子が宇多天皇の実子であったとすると、恐らくは宇多天皇二十代以前の所生であろうから、即位以前の子となる。即位以前の所生でも、藤原胤子・橘義子所生の皇子四名は寛平元年(八九九)に宣下されており、しかもこの時点ではまだ共に更衣であったから(『紀略』)、この宣下が生母の后妃の別によったものではなかったことは明らかである。また順子の生母は『菅原氏系図』道真女項に「寛平妃衍子、欣(順子)子母、」とある人物で、『北野天神御傳』昌泰二年三月条に「于時大臣長女、寛平太上天皇女御、」同じく『尊卑』衍子項に「寛平女御」と見え、道真の長女であり、寛平八年十一月二十六日に宇多女御となったようである(『紀略』)。これは宇多朝後半からの菅原道真の昇進によっているのであろうが、しかし母が女御であったならば、順子が親王に復されなかったことは異例のことである。

しかしこのことには前例が存在している。即ち、光孝天皇の全皇子女への賜姓により、光孝朝には女御となった班子



女王所生の皇子女が皆賜姓されているのである。彼等は宇多天皇即位後に宇多同母兄弟姉妹であることを理由に親王に復されたが、順子の場合には兄弟が即位した例も無いため、親王とされることも無かったのではなからうか。即ち、順子は源氏賜姓されたのではなく、(宇多天皇)源定省所生の二世源氏として生まれ、その後父の即位に際しても、親王に復すというイレギュラーな事態に預からなかったために、源氏のまま据え置かれたのではあるまいか。

一方胤子・義子所生の皇子女が親王とされた点について、林氏は、光孝天皇の即位は基経が定省を皇嗣に考慮した上で推戴したものであったとし、従って(八八五)仁和元年に産まれた(醍醐天皇)維城(敦仁)(24)・齊中は身分を留保し、宇多即位後に晴れて宣下が行われたものとする。しかし定省が源氏である以上、所生の子はその時点で源氏として生まれているのであり、そもそも身分を留保されるという前提に誤りがある。また宇多天皇即位直後の宣下でなかったことを見ても、当初はやはり藤原温子(基経女)の皇子誕生が望まれていたのだろう。しかし生まれたのは皇女のみであり、しかも皇女を所生した寛平二年十二月には基経が閔白を辞任、翌一月に薨じており、宇多天皇は基経の圧力から解放されている。おそらくは温子の懐妊に皇子誕生の望みをかけた上で、皇位継承者の安定と、従来宣下に預かってきた出身の生母に対する考慮で、寛平元年に宣下が行われたのではないだろうか。

以上より、順子が源氏となったのは、そもそも源氏として生まれれており、特に親王に復されなかったためであったと推測した。同時に順子が十代の早い段階より藤原忠平室となっていたことにも注目できるように思われる。即ち、内親王が臣下に降嫁することは律令的に不可能であるが、一世源氏が臣下に嫁いだ例は、過去に嵯峨天皇が皇女源潔姫を藤原良房に降嫁させた例があり、宇多天皇がその先例を用いて、順子を源氏のまま据え置き、藤原氏に娶らせることで藤原氏との紐帯を築こうとしたことは大いに考え得ることであろう。(25)

## 2 「同母後産」の消失

## ⑩ 醍醐皇子女

源順子・臣子というそもそも源氏として生まれた二名の皇女の宣下を留めた他、全ての皇子女に宣下を行った宇多朝に対し、醍醐朝でも所生の皇子女は順当に皆宣下を受けていたようである。しかし源高明以後、治世の後半になって急遽賜姓のことが見られるようになる。

この醍醐皇子女の賜姓について、林氏は延喜十四(九一四)～十九年生年の皇子女が賜姓された点を指摘し、一方醍醐天皇崩御後に賜姓されたと思しき源為明・盛明については、前者は父が公卿で無かったこと、後者は天皇崩御後の例であったため旧来の原則に従い賜姓されたとする。しかしこの原則は醍醐朝の実例にはすぐわなないことから、安易に旧来の原則を用いたとはし難い。次に安田氏は藤原忠平の政權掌握により延喜十四年頃から全皇子女を宣下する方針に転換し、以後所生の皇子女を全て賜姓したとする。林氏のように下限を定めず、延喜十四年以後所生の全皇子女を対象として賜姓が行われた点は特に賛同し得るところであるが、しかしそうすると同十四年以後所生の靖子・英子内親王・章明親王が宣下された理由が不明確であり、そのことについて論究されていない点に問題が残る。また西松氏は延喜十六年保明親王元服により皇位に見通しがついたため、延喜二十一年に到り賜姓されるようになったことを述べ、更に親王定員枠を九名と定め、その後の皇子が賜姓されたとする。更に為明・盛明については、天皇崩御後の皇位継承外の皇子であったために賜姓されたとする。しかし皇位継承と皇子の数に關係が無いとは思わないものの、保明親王の元服から五年も経て賜姓する理由、並びに賜姓と宣下の別を一貫して皇位継承にのみ原因を追及している点に問題が残る。

そもそも醍醐皇子女の内賜姓された者については、その人名にも問題がある。

『類聚符宣抄』に挙げられる所の延喜二十年に賜姓された者は、高明・兼明・自明・允明・兼子・巖子・雅子の七名

である。しかしこの内雅子は延喜<sup>(九一)</sup>十一年に既に親王宣下を受けており、賜姓の列に含まれることは非常に不自然である。更に延喜<sup>(九五)</sup>十五年所生と思しき靖子は、延長<sup>(九二〇)</sup>八年にようやく宣下された記事が見られるが、この時既に十六歳であることもまた不自然である。そこで『醍醐天皇実録』(第二卷)では、靖子内親王が初め賜姓されていたとの見解を述べる。

即ち、延喜二十年に賜姓されたのは雅子ではなく、靖子であったとするのである。これは靖子内親王と共に宣下を受けた英子内親王・章明親王にも同様にいえるように思われる。例えば英子内親王は延長八年の宣下時十歳であり、章明親王も七歳とやや年齢が高い。即ち、靖子内親王のみならず三名共が、一度賜姓された後に再び親王宣下されたのではなからうか。これより、中宮藤原穩子所生の寛明・成明親王<sup>(朱雀天皇)</sup>・康子内親王と、女御源和子所生の韶子・斉子内親王の計五名を除き、延喜十四年以後所生の皇子女が皆賜姓されたと考え得るのである。

その際更に問題となるのは、先に賜姓された高明以下、並びに延長五年所生と思しき為明、翌年所生と思しき盛明等が賜姓されたままであるにもかかわらず、何故靖子・英子・章明のみ親王に復されたのかについてである。

これが慣例通りの生母別であったならば、藤原氏・源氏の所生は皆宣下を受けているが、更に生母の出身に限って宣下されたのだとしても、藤原淑姫所生の英子内親王は同母兄が源氏のみであることから、やはり生母別ではない。また後に村上朝の齋宮となった英子内親王の場合も、醍醐皇女の中でも尤も年若い皇女であることから、予め齋王となることを想定されていた可能性もあるが、しかし朱雀朝の齋王となった斉子内親王が同年頃の生まれと思われることから、やはり初めから齋王卜定を目的として宣下されたとも考え難い。

そこで注目されるのは、靖子・英子内親王・章明親王等三名への宣下のタイミングである。

『紀略』によると、宣下の行われた延長八年には、七月に雷に打たれた人が内裏で死ぬという事件や、疫病の流行、更に醍醐天皇不予という事態がおこっている。これにより醍醐天皇は九月二十二日、讓位。二十七日には朱雀院に遷御

するはずであったが、病が重く、右近衛府に移り留まることになった。二十八日には宇多法皇がこれを見舞い、翌二十九日に宣下のこと、続いて天下大赦が行われるも、同日醍醐天皇は崩御したようである。即ち、宣下はまさに今際の際であり、しかも天下大赦と並列して書かれていることに注目できる。つまり醍醐天皇不予に際し回復を求めて行われたであろう天下大赦の恩典と同様に、恩典を為す目的で、賜姓されていた皇子女を親王に復したのではなからうか。

しかし、何故靖子・英子内親王・章明親王であったのかは明確ではない。例えば、靖子内親王は第一皇子克明親王と同母であるという点、章明親王は参議藤原兼輔の女を生母とする点が考慮されるが、英子内親王については前述の通り不明である。但し皇女の内、という限りであったならば、右大弁源唱女周子所生の兼子や母不詳の厳子に対し、後に参議に至った藤原菅根女淑姫の所生であるという出身の点に、選ばれた理由が見出せるかもしれない。

以上より、醍醐朝では女御以上のキサキの所生を除き、延喜十四年以後所生の皇子女が賜姓されたものと考えられる。但し三人の更衣所生の皇子女への宣下は、初め賜姓されていたものを、醍醐天皇不予に関連してその回復を願う恩典とし、異例として親王に復されたものと考ええる。即ち、その原則は従来通りの「出生順」であり、しかし同母兄弟でも宣下される者と賜姓される者がいるという、「同母後産」の原則が廃除されたものとなったのである。

では何故同母後産の原則は醍醐朝に至って消失したのであるうか。

そもそも醍醐朝は後宮の構成がそれまでと大きく異なり、キサキにはそれまで宣下の列に預かってきた皇子女の生母となる藤原氏・源氏（王氏）・皇親しか存在していない。そのため前述の通り治世当初所生の皇子女はすべて宣下されておおり、いざ賜姓を行おうとすると、藤原氏等の本来宣下されるべき生母の内から更に厳選してそれらが行われなければならなかった。従って延喜十四年以降同母後産にも関わらず出生順にのみ原則をおいて賜姓が行われたのも、安田氏の述べる忠平の政權掌握による方針転換というものに加え、生母の出身の向上により、予想外に賜姓し得ない皇子女が

増加したことが一因であろう。即ち、安田氏の述べるところの「更衣腹は本来賜姓されるべき」であったとする見解に對し、更衣腹が賜姓される可能性のあるものであったのは確かだが、源氏を生母とする勤子・稚子内親王等藤原師輔に降嫁した皇女達については、やはり本来賜姓され得る皇女ではなかったと考える。

#### ⑪村上皇子女

皇女を一名しか儲けることのなかった朱雀天皇に続き即位した村上天皇は、その所生の皇子女十九名の内十八名を親王とし、僅か一名、源昭平だけを賜姓している。

先行研究では村上朝にて賜姓は「激減した」と片付けられることが多く、唯一賜姓された昭平の賜姓理由が考察されていないことに大きな問題が残る。その中で林氏は「全く昭平だけが源氏とされたのであって、その理由は不可解といわざるをえない」とし、更に藤原元方の怨霊、源高明の不満等皇嗣を巡る宮廷の暗闘を背景に、昭平の生母藤原正妃がとかく日陰の存在で（『栄華物語』）、後見も弱かったことから、何らかの謀略があつて賜姓が行われたと推察する。一方西松氏は醍醐朝以来の親王定員原則が強く関係しているとし、将来有力な皇子が生まれた際に親王のポストを確保するため、更衣所生である上に同母による二人目の子とあつてとかく皇位継承の優先順位が低かつた昭平が賜姓されたという。当代天皇が、先代の天皇が親王とした数を一定の基準とした例はそれ以前からも考慮されていたと思う。しかし西松氏が醍醐天皇の定めた枠組みが父宇多天皇の残すところの親王数九名を踏襲したとする説については、皇太子保明親王が薨去し予定が狂つたにせよ、醍醐天皇が最終的に十二名の皇子と養子とした宇多皇子二名を宣下した点からも一概には支持し難い。その上で更に昭平が村上天皇の第五子であることから、九名を親王宣下するという枠組みに適用されるには早すぎる生まれのように思われる。そもそもその後の所生の皇子の数などは調節できるものではないから、親王とする数というのは、一定の目安にはなり得ても枠として定めることは不可能であろう。

このように九名定員説については肯定しかねるが、しかし前述の通り先例を何かしらの基準とすることは有ったであろう。例えば嵯峨天皇が親王とした五名という数は、淳和朝の親王が五名であった例、仁明朝の賜姓は親王が五名となった時であったという例、更に清和朝の賜姓も親王が六名となった時であった例等に継承されており、多少前後するものの、五名前後が一定の基準となっていたことがいえる。また西松氏も述べているように、宇多天皇が親王とした九名に対し、醍醐皇子女の宣下の時期も親王が九名となった時点であったことが注目できる。このことから、村上朝においてもこれらの数字により賜姓の構想が生まれた可能性は考え得るであろう。現に昭平は第五子である。これは嵯峨朝以来の例からいけば、そろそろ賜姓され得る人数になったことがいえるであろう。

しかし村上朝においてまず先例とされるべきは父醍醐天皇の先例ではないだろうか。

醍醐朝に始めて賜姓された六名の内、尤も年長であった高明等三名は七、八歳頃であった。このように多くが五歳以前、特に二、三歳の頃に宣下される例に比べて、賜姓の場合は年齢がやや高いことが特徴である。これは嵯峨皇子女の最初の賜姓でも最年長の信等が六歳であったこと、文徳皇子女の最初の賜姓においても能有が九歳であったことにも類似して見られる傾向であり、おそらく、以後所生の皇子女が賜姓されることを明確にするため、初回では複数人を同時に賜姓する事が常となっていたため、同時に賜姓される者の内年少の者が二、三歳の適齢になるのを待ったためであろう。昭平の賜姓も七歳と年齢はやや高く、それまで宣下も賜姓もなく処遇が保留されていたのは、林氏が述べるような「親王宣下を見合わせられていた」のでも「皇嗣問題から疎外されていた」のでもなく、先例に基づいて複数人を同時に賜姓するため保留期間と同義であったのではないだろうか。その上で村上朝の賜姓は、キサキの出身並びに同母兄弟の宣下と賜姓の別から「同母後産」の原則ではなく、これらの原則とは異なる賜姓を行った醍醐朝を踏襲しているように思われる。つまり、延喜二十年以後所生の更衣腹の皇子女を賜姓する出生順のみによるという原則であり、村上天皇

はこれに倣い、<sup>(九五四)</sup>天曆八年以後所生の更衣腹の皇子女を皆賜姓したのではあるまいか。

しかしこの場合問題となるのは、昭平の生まれた天曆八年以後に、更衣腹の所生となった可能性のある緡子内親王と昌平親王である。

緡子内親王の場合、その生年は知られないが、薨伝にて「第八之女」<sup>(略)</sup>〔『紀略』天祿元年八月十八日条〕とされることから、<sup>(九五三)</sup>天曆七年頃所生の「女七の宮（輔子内親王）」〔『大鏡』〕と、<sup>(九五五)</sup>天曆九年頃所生の「第九女親王（資子内親王）」〔『小右記』長和四年四月廿六日条〕の間の天曆七、九年の所生と想定され、従って昭平より後の所生であった可能性もある。そこで、緡子内親王が昭平の妹であった場合を考えると、まず緡子内親王の生母は更衣藤原元方女祐姫であり、即ち第一皇子廣平親王に皇位の期待を寄せながら、その直後に産まれた藤原安子所生の皇子が早々と立太子したことで、それを深く恨んだとされる元方の女であり、しかもその元方は恨みを残したまま天曆七年に没している。その点が憂慮されたという可能性もあろうし、また前述のように、靖子内親王が第一皇子克明親王と同母であったために親王に復された可能性が有るように、第一皇子廣平親王の同母妹であったことが宣下の理由となったのかもしれない。

次に昌平親王も、やはりその生年が分からない。まず薨伝では「年六、今上第六子、」〔『紀略』応和元年八月廿三日条〕とあり、これより<sup>(九五六)</sup>天曆十年の生まれであったと推測される。しかし一方で<sup>(四繼天皇)</sup>守平親王が「皇后産第五皇子守平、」〔『紀略』天徳三年三月二日条〕として誕生しており、即ち第六皇子である昌平親王の生年は守平親王誕生の日天徳三年以後、宣下を受ける天徳四年以前となり、薨年が「年三」の誤りであったことなるのである。そこで問題になるのは、昌平親王の生母である藤原芳子の后妃の位である。芳子は初め更衣であり、<sup>(九五八)</sup>天徳二年十月二十八日に女御となった〔『紀略』〕。即ち昌平親王が天徳三年の所生であれば女御の所生となり宣下され得るが、天曆十年の所生であれば更衣の所生となり、賜姓されていた可能性があるのである。

そこで昭平の例を見てみると、本来第五子である昭平は、賜姓されたために皇子の序列には含まれておらず、弟守平親王が第五皇子とされたことにも問題は無い。しかし昭平が後に親王に復された際、本来第五皇子となるべきところを「九宮」(『紹運録』)、「第九昭平」(『紀略』天徳四年十二月廿五日条)<sup>(九六〇)</sup>等、末弟である永平親王の下に序列されているのである。これは、既に先の親王等の序列が定まっております、その変動を避けるために親王となった年次によって序列付けられたものと思われる。ともすれば昌平親王の例もこれと同様で、兄昌平に先んじて守平親王が宣下を受けたために第五皇子とされ、その後兄でありながら宣下の遅れた昌平親王が第六皇子とされたことにも説明がつくのである。従って、昌平親王は母芳子が未だ更衣の時分に、昭平の弟、守平親王の兄として生まれたものと考ええる。

さて、昌平親王の同母弟であり女御腹として生まれた永平親王は、慣例に従い二歳で宣下を受けており、その他村上朝の皇子女も各々その前後で宣下されているようだが、昌平親王については五歳での宣下と、決して異例ではないものやや年齢が高くなる。しかも弟守平親王よりも遅れての宣下である。これは生母を女御とするまでの保留期間であった可能性、並びに賜姓の為に保留されていた可能性の両方に捉えることができる。そもそも芳子は更衣であったものの、父師尹が忠平息であったから、女御に成り得る可能性はあったであろう。一方賜姓された昭平の生母正妃の父は在衡で、彼は師尹とほぼ同列で官位を進んでおり、むしろ冷泉朝以前に関しては在衡が先任であった。しかし在衡が藤原氏傍流納言の子であったのに対し、師尹が摂関家の子であったこと、並びに正妃に対して芳子が天皇から寵せられる存在であったことも、芳子が女御となり得た一因であろう。しかし女御となったのは藤原安子の懐妊後であることを鑑みても、女御となつてすぐに昌平が宣下されなかったのは、安子一家に慮つてのことだったかもしれない。つまり昌平親王の宣下は、生母芳子をいずれ女御にするにあたって、それまで処遇を保留されたために宣下が遅れたものと思われる。

無論、天徳三年の所生であればもとより女御腹として生まれているのであり、むしろ懐妊に際しての女御宣旨であつ



たという説明も付けられるが、何分これ以上の史料を欠くために昌平親王の生年と宣下の事情を断言することはできない。しかしいずれにしても、昌平親王は母が女御となったことで、宣下されたのである。

以上より、村上朝は有力な生母となる藤原安子に(冷泉天皇)憲平親王が生まれ、立太子、更に第二子の為平親王も生まれ、皇位継承し得る皇子の数が安定したことで、天曆八年所生の昭平以後、更衣腹の皇子女をすべて賜姓することとしたと考える。しかし昭平と同年以後の所生の可能性のある緝子内親王・昌平親王については、前者は外祖父元方への憂慮と、第一皇子と同母であること等が考慮されて宣下され、後者は更衣腹として所生した可能性はあるものの、母の出身と天皇の寵愛から女御となっており、或はそれを想定し、やや遅れたものの女御所生となった上で宣下されたものとする。そして結果的に天曆八年以降の更衣所生の皇子女は緝子内親王の例外を除き昭平しかいなかったためにこの一例しか起こらなかったためであり、その昭平も、従来の「同母後産」であれば宣下され得た故に、後に親王に復されたのであろう。

### おわりに

村上朝以後の後宮について明らかにいえることは、入内するキサキがいずれも身分の高い出身の女性たちに占められるようになったことであり、更衣の藤原正妃とて、昭平所生時に父は中納言であり、円融朝には左大臣に至った人物である。即ち、陽成朝以前であれば無条件に藤原氏所生の皇子女が宣下されていたにも関わらず、村上朝には父が公卿クラスに至っていても女は更衣であり、その子も賜姓され得たのである。逆に女御になったのは藤原摂関家の血を引く子女並びに二世女王といった皇親のみであり、その女王も母が藤原氏であるなど、厳選されていたようである。この現象が即ち冷泉朝以後、更なるキサキの厳選による減少に繋がったのだらう。従って生母の身分の上昇によるキサキの減少と、それに伴う皇子女数の減少が一因となって、村上朝を最後に一世皇子女への賜姓も見られなくなるのである。

同時に、源盛明・兼明・昭平等が後に親王に復されたように、親王と違い廟堂に参画し得る源氏の存在は、藤原氏が廟堂を掌握して行く上で弊害となるものであった。また皇子女数の減少により国庫への負担も軽減していたであろうから、本来の賜姓の意義も既に失われつつあったと思われる。その契機となったのが、源氏から親王に復された宇多天皇の即位であり、これによって源氏と皇親との線引きは曖昧なものとなった。更にその脆弱な皇権から全ての皇子女を親王にせんとしていた宇多朝、「同母後産」によらない賜姓を行った醍醐朝の賜姓の原則により、親王と源氏との線引きは益々曖昧となった。そして村上朝の賜姓は一名のみと、既に慣例に従い源氏を算出することだけを目的としたような感もあり、源氏が親王に復されるという例もまた珍しくなくなったことで、源氏の有用性は完全に薄まったのであろう。

しかしそればかりでなく、二世王への源氏賜姓にもこの皇子女の源氏賜姓の減少に関する原因が有るように思われる。嵯峨源氏以後、一世源氏の子や孫が廟堂に参画し公卿となる例もあったが、数を増すばかりの一世源氏に、その家が永く繁栄することは無かった。そもそも源氏賜姓された者の生母の多くは、中小貴族等有力ではない出身であり、皇親に准じる恩恵はあったものの廟堂の門も狭く、更に父天皇が讓位すれば、次代より天皇と近親となる源氏が生まれるため、子息の更なる出世が望み難くなるという悪循環がおこる。そのため臣下として成功した者も少ないのである。

その一方で、有力な親王の場合は高位任官や、国庫から支給される諸々の経済的恩恵があり、しかも二世女王と藤原氏の結婚が許されていたために、権勢を握ってゆく藤原氏との間に縁戚関係を築くことも可能であった。従って積極的な婚姻政策が行われており、藤原氏としては皇親を通じて天皇との接近と皇親の恩恵を、親王家にとっては自らの権益と更に子女子息の出世を求める等、相互利益が働いていたのではなからうか。また藤原氏族内での近親による廟堂・後宮双方での勢力争いが活発になるにつれ、藤原氏の子女子息にもより高い身分の生母が望まれるようになり、その際、臣下であり多くが四位五位に留まる源氏の子女に対し、法的にも許容されいながら高い身分、もしくは藤原氏を外戚

として生まれた二世女王を娶ることを求めたのも、自然なことかもしれない。<sup>(29)</sup>それに伴い、女王の兄弟は、王、或は二世源氏として出仕し、藤原氏からの恩恵を得る場合もあったであろうことは、後に藤原氏と並んで、結果的に一人の一世源氏も生み出されなかったはずの村上源氏が大きく台頭してきたことから窺えるのではないだろうか。

## 注

(1) 『養老令』(「継嗣令」皇兄弟子條)「凡皇兄弟皇子、皆爲親王、以外並爲諸王、自親王五世雖得王名、不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>皇親之限、<sub>一</sub>」(『令義解』より)

(2) 淳仁天皇は父が親王であり、元々二世王であったため、即位後、同じく二世王であった兄弟姉妹を改めて親王・内親王に宣下する必要があった。そのためこれが先例となつて以後親王・内親王宣下が定着することとなる。

(3) 『日本紀略』延暦十二年九月十日条「詔曰、云々、見任大臣良家子孫、許<sub>レ</sub>娶<sub>三</sub>三世已下<sub>一</sub>、但藤原氏者、累代相承、攝<sub>レ</sub>政不<sub>レ</sub>絶、以<sub>レ</sub>此論<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>同等<sub>一</sub>、殊可<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>娶<sub>三</sub>二世已下<sub>一</sub>者、云々、」

(4) 我が国では子の帰属権が父方に所在したため、皇親男子が臣下の女を娶り生まれた子は皇親に列するものの、皇親女子が臣下に嫁ぐことは天皇家の血を引く臣下が誕生するため、天皇家の血の尊貴性を保つために、皇親女子の婚出を厳しく制限していた。元来皇親女子は皆皇親にしか嫁ぐことはできなかったが、前述の延暦十二年の詔により大きく緩和され、藤原氏には二世女王以下、大臣・良家の子孫は三世女王以下が嫁ぐことが許された。しかしこの詔においても一世王である内親王の臣下への降嫁は認められていなかった。(中村「延暦十二年の詔―皇親女子の婚制緩和の法令―」

『京都女子大学大学院文学研究紀要史学編』一三、二〇一四年)に詳述)

- (5) 安田政彦「醍醐内親王の降嫁と醍醐源氏賜姓」(『続日本紀研究』三七四、二〇〇八年) 以下同出典は注記せず
- (6) 一時女御班子女王所生の光孝皇子女が賜姓されていた事例、宇多皇女源順子(史料上「欣子」とされる場合もあるが、以後通説となっている順子と表記)の生母が女御であった可能性がある。詳細は第二章第一節にて後述。
- (7) 林陸朗「賜姓源氏の成立事情」(『上代政治社会の研究』所収、吉川弘文館、一九六九年) 以下同出典は注記せず
- (8) 藤木邦彦「奈良・平安朝における皇親賜姓について」(『国史館大学人文学会紀要』二一、一九七〇年) 以下同出典は注記せず
- (9) 西松陽介「賜姓源氏の再検討―賜姓理由を中心に―」(『日本歴史』七三七、二〇〇九年) 以下同出典は注記せず
- (10) 桓武朝の賜姓は通説では生母の身分が低かったためとされるが、中谷氏は、生母の女孀という身分が、出産後も職務に従事したこと、自宅通勤が許されており子供が自立可能であったこと等を理由に挙げている。(中谷征充「一世賜姓と良岑安世」(『密教学会報』四四、二〇〇六年))
- (11) 賜姓を奨励することは『類聚三代格』延暦十一年七月三日格や、『日本後紀』延暦二十三年正月廿三日条に見られるが、吉住恭子氏は、こうした度重なる奨励の勅より、皇親が賜姓を願い出ることには積極的であったとはいえないとする。(吉住恭子「皇親と賜姓皇親」(『史窓』五八、二〇〇一年))
- (12) 以後入内して皇后以下更衣以上となった者をキサキ、その他宮廷に出仕した女官、女房らを宮女と記述する。また慶命は『続日本後紀』承和三年八月十六日条にて尚侍となったことが知られる。
- (13) 貞登は『日本三代実録』貞観八年三月二日条によると、更衣三国氏の所生で、承和の初めに源氏賜姓され時服月俸に預かったが、後に母の過によって属籍を削られたとある。この母の過については、『同』貞観十五年二月廿六日条にて右大臣藤原三守の子有貞が承和十二年に「見<sub>レ</sub>疑<sub>レ</sub>私<sub>ニ</sub>通後宮寵姫、出<sub>為</sub><sub>二</sub>常陸権介<sub>一</sub>、」ということがあったようで、他に仁

明天皇のキサキの過となる例は見られないことから、この時貞と私通をした寵姫というのが仁明更衣の三国氏であり、これが登が属籍を削られる原因である母の過となったのではないだろうか。

(14) 人康親王は『本朝皇胤紹運録』(村上本)、『二代要記』にて貞観十四年五月五日に四十二歳で薨じたことが知られ、それより逆算すると天長八年の生まれとなる。なお『本朝皇胤紹運録』は貞観十三年の薨去とするが、『日本紀略』にて薨伝が貞観十四年五月五日条に作られることから、貞観十四年として逆算した。一方源多は『公卿補任』(仁寿四年源多伝)にて「天長八年辛亥生」とされることによった。

(15) 中村「賀茂斎院の制度的確立について」(『立命館史学』三十四、二〇一三年)に詳述

(16) 貞観十二年の賜姓について、『日本三代実録』貞観十一年九月十日条では時康親王は子に宗室姓を請うたが、清和天皇に不許可され、その後貞観十二年に改めて、「(前略)以宗室朝臣、將爲其姓、而拳覆案世情、凡雖一宗之胤、而姓號分異、則人心自疎、既屬吾就敢序之時、盍念同族和穆之義、臣雖不肖、苟爲弘仁朝廷之苗裔、因願同編於源氏之末、成親親之厚、(後略)」と上表し、弘仁の朝廷の苗裔、即ち嵯峨天皇の子孫であるため、同じく源氏賜姓されることを願ひ、許可された。この事例は二世王への源氏賜姓の初例となっており、その理由が嵯峨天皇の後裔であるためであったことが明らかである。また宗室氏賜姓を不許可された後に源氏賜姓を請ひ許可されている点からも、これには清和天皇の意図が反映されていたものと思われる。

(17) 『日本三代実録』貞観十一年九月十日条「(前略)夫男能自謀、女尤足悲、況亦祿留一身、公費斯淺、是以故一品葛原親王等除之、不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>於改姓<sub>一</sub>、臣之愚意、苟復同<sub>レ</sub>之、(後略)」

『日本三代実録』貞観十二年二月十四日条「(前略)先日表曰、女子祿留其身、公損猶少、因願、唯令男兒等改<sub>レ</sub>姓、以宗室朝臣、將<sub>レ</sub>爲其姓、(以下略・注(16)参照)」

(18) 例えば宇多同母妹の為子内親王が醍醐天皇妃、宇多異母妹源和子が醍醐女御になっており、また宇多皇女均子内親王が異母兄敦慶親王の室、光孝皇女源和子所生の第五皇女慶子内親王が宇多皇子敦固親王の室となる等。

(19) 戴明親王は『尊卑分脈』『本朝皇胤紹運録』等より雅明親王(宇多皇子・醍醐養子)の同母弟とされているが、戴明親王は雅明親王の生年以前の寛平五年に親王宣下の記事があり(『日本紀略』、同母とすると年齢差が三十近くなり不自然である。しかも寛平五年時、雅明親王生母である藤原褒子の父時平は二十三歳であり、従って時平女の所生では有り得ない。以上より寛平五年の宣下、或は母のいずれかに誤りがあることとなる。そもそも『尊卑分脈』前田家脇坂本、前田家本、内閣文庫本には戴明親王の生母に関する情報を欠き、また『本朝皇胤紹運録』等の名前の順序も兄弟の生年順とは錯誤しているため、以上から雅明親王の弟とすることはできない。また皇子誕生の順序を宣下の年等から推測すると、①②八八五年生(醍醐・齊中)、③八八六年生(齊世)、④八八七年生(敦慶)、⑤⑥八八九〇年頃生(敦固、齊邦)、⑦八九五年生(敦実)、⑧九〇九年生(行中)、⑨九二〇年生(雅明)、⑩九二六年生(行明)となり、この中で七番目に当たる敦実親王は、『扶桑略記』にて「寛平第八皇子」とされていることから、戴明親王が第七皇子であったと見てよいであろう。また行明親王が『日本紀略』において「今上第十二皇子行明為親王」、雅明親王が「以第十皇子雅明為親王」とされていることも、戴明親王が雅明親王の弟、行明親王の兄とも見做されることがあるが、しかし雅明親王の記事には、醍醐天皇の養子とする旨が続いており、即ち宇多皇子ではなく醍醐皇子として「第十皇子」とされたことと見るべきである。行明親王の場合醍醐養子となった旨の文言は無いが、恐らく兄雅明親王に倣って宣下以前から醍醐養子となっていたであろうから、行明親王の「第十二皇子」というのも、醍醐皇子として序列されたものである。その場合第十一皇子は戴明親王ではなく延長元年に産まれた朱雀天皇のことを指すため、戴明親王はやはり宇多第七皇子であったと推測される。なお戴明親王の醍醐養子説では、醍醐皇子が皆「明」の字を通字としていたことが根拠とされる

が、しかし戴明親王の生まれる一、二年前所生の宇多同母兄貞忠親王息正明王の例もあり、偶然の一致であった可能性は大いにある。また十三歳で薨去した行中親王同様史料上に殆ど情報が残っていないことから、戴明親王も早世であった可能性がある。ともすれば醍醐皇子の通字として「明」が定められた延喜十一年以前に薨去していた可能性もあろう。いずれにしても偶然の一致の可能性を除き名の一字が「明」であったことを醍醐養子であったためとすることは、根拠に乏しく思われる。

(20) 源臣子については、『本朝皇胤紹運録』に名前が見られるのみで詳細が不詳であるため、順子の方を取り上げた。

(21) 角田文衛「菅原の君」(『紫式部とその時代』所収、角川書店、一九六六年)

(22) 島田とよ子「忠平の禁色聴許の時期について」宇多法皇と忠平」(『大谷女子大國文』二三、一九九三年)

(23) 『日本紀略』延喜十九年八月廿二日条では、「忠平室家源氏」の傍らに「欣子」(順子を指す。註(6)参照)と傍書するが、これは『日本紀略』原本には本来記され得ないものであるため、底本の段階での誤認であろう。

(24) 『日本紀略』寛平二年十二月十七日条にて敦仁(顯六)・敦慶親王が各々維城・維蕃より改名したことが知られる。

(25) 基経の長男時平でなく三男忠平であったのは、正妻の有無や年齢的な事情によったのであろう

(26) 藤井讓治・吉岡眞之監修『天皇王族実録16』醍醐天皇実録(第二卷)(ゆにま書房、二〇〇七年)

(27) 『西宮記』『禁秘抄』には、延長元年に皇子二名を賜姓したとする記事があり、『大日本史料』は当該条にて賜姓のタイミングの知れない為明・盛明兩名の賜姓であったと推定している。しかし両者の生年は共にこれより以後である可能性が高く、この時賜姓され得る人物はいない。しかし二年前の延喜二十一年には齊子・英子の二名が生まれており、この内齊子は延長元年に三歳で宣下を受けていることから、皇子二名の内一名は皇女の誤りであり、即ち英子内親王は延長元年に一度賜姓されていたとも考えられるのではあるまいか。

(28) 皇子女の序列については、新田太加茂氏が『続日本紀』の記載について、出生順の場合は「第〇子」「第〇之子」、生母と正統性による場合は「〇〇之第〇子」とされることを述べるが、一方安田氏は『日本三代実録』にて『第二之子』とされる業良親王が本来第一子で、この表記が生母によっていることを述べる。同様に『日本紀略』にて宇多天皇が「第七息」「第三之子」と二通りの序列で記されていることから、「第〇之子」は生母による序列であるように思われ、従って緝子内親王の場合も「第八之女」とは「第八女」とは同義でない可能性が高い。しかし未だ確証は無いため、本稿では昭平の妹の可能性がある更衣腹として、第八女と仮定し考察した。(安田政彦「皇子女の出生順について―平城皇子女から清和皇子女まで―」(『帝塚山学院大学研究論集 文学部』三六、二〇〇一年)(新田太加茂『続日本紀』にみる皇子女の序列)『続日本紀研究』三四五、二〇〇三年)

(29) 例えば忠平親王女・人康親王女と基経、本康親王女と時平、基平親王女と兼通、代明親王女と頼忠・伊忠、有明親王女と兼通・公季、為平親王女と実資、具平親王女と頼通・教通、昭平親王女と公任等、他にも例がある。



## 皇子女親王宣下・賜姓一覧（嵯峨～後三条朝）

父	年	月日	名前	年	母	備考		
嵯峨	皇子		業良親王		高津内親王:妃			
			仁明天皇		橘嘉智子:皇后			
			基良親王		百濟王貴命:女御			
			秀良親王		橘嘉智子:皇后			
			忠良親王		百濟王貴命:女御	[統]834. 2. 14「第四子」:第五子の誤カ		
		弘仁5 (814)	5. 8		源信	6	廣井弟名女:	[後]814. 5. 8、「姓」
					源弘	4	上毛野氏:	[後]814. 5. 8、「姓」
					源常	2	飯高宅刀白:更衣	[後]814. 5. 8、「姓」/「姓」賜姓:4歳
					源明	2	飯高宅刀白:更衣	[後]814. 5. 8、「姓」
					源寬		安倍楊津女:	[三]卒伝:明と同年の所生カ
		天長5 (828) ?		源定	(13)	百濟王慶命:尚侍	[公]/「公」[第六源氏]→天長5年賜姓は誤カ?/淳和女御水原原姫養子	
				源鎮		百濟王慶命:尚侍		
				源生		笠継子		
				源融		大原全子	[統]838. 11. 27:仁明養子	
				源安		粟田氏		
				源勤		大原全子		
				源勝		惟良氏	[三]/「紹」母:大原氏/「一」母:近子	
				源啓		山田近子:更衣	[三]869. 8. 27薨伝:常の子(常養子カ)	
				源賢		長岡岡成女:		
				源澄		田中氏		
				源清		秋篠康子:更衣	[後]/「紹」「一」母:高子	
				源繼				
				淳王			[紹]	
		皇女			業子内親王		高津内親王:妃	
					仁子内親王		大原浄子:女御	
			有智子内親王		交野女王			
			正子内親王		橘嘉智子:皇后	淳和皇后		
			俊子内親王		橘嘉智子:皇后	[帝]/「紹」「一」母:大原氏		
			繁子内親王		橘嘉智子:皇后	[統]/「紹」母:文屋氏		
			秀子内親王		橘嘉智子:皇后	[統]/「紹」母:大原氏		
			宗子内親王		高階河子	[文]854. 3. 20薨伝「第八女」		
			芳子内親王		橘嘉智子:皇后	[統]/「紹」母:文屋氏		
			純子内親王		文屋文子	[紹]母:大原氏		
			斉子内親王		文屋文子	葛井親王妃(非礼とされる)		
			基子内親王		百濟王貴命:女御			
弘仁5 (814)	5. 8			源貞姫	6	布勢武藏子:	[後][姓]	
				源潔姫	6	当麻氏:女孀	[後][姓]/藤原良房室	
				源全姫	4	当麻氏:女孀	[後][姓]	
				源善姫	2	百濟王慶命:尚侍	[後][姓]	
				源更姫		紀氏		
				源聲姫		甘南備氏		
				源良姫				
				源盈姫		大原全子		
			源端姫		布勢武藏子:			
			源吾姫		内藏影子			
			源年姫					
			源若姫					
			源神姫		内藏影子			
	源容姫		内藏影子					
	源蜜姫		山田近子:更衣					
淳和	皇子		恒世親王		高志内親王:東宮妃			
			恒貞親王		正子内親王:皇后			
			恒統親王		正子内親王:皇后	[統]842. 3. 16薨伝「第三皇子」/「紹」享年13歳:829年所生であれば第四子		

			基貞親王		正子内親王;皇后		〔三〕869. 9. 21覺伝「第四子」/恒統が第四子の場合827年所生記事に該当し第三子		
			良貞親王		大中臣安子;		〔統〕848. 5. 6覺伝「第五皇子」		
			皇子		正子内親王;皇后		夭折		
			皇子		正子内親王;皇后		夭折		
皇女			氏子内親王		高志内親王;東宮妃		〔三〕/〔紹〕母: 大中臣氏		
			有子内親王		高志内親王;東宮妃		〔三〕/〔紹〕母: 大中臣氏		
			貞子内親王		高志内親王;東宮妃		〔統〕/〔紹〕母: 大中臣氏		
			寛子内親王		大野鷹子				
	承和2 (835)	1.23	崇子内親王		橘船子		〔統〕		
			同子内親王		多治池子		〔三〕/〔紹〕名: 国子、母: 常子/〔帝〕名: (前田本) 固子、(吹田本) 国子		
			明子内親王		清原春子		〔文〕854. 9. 5覺伝「第七女」		
	天長9 (832) カ		統敦子				〔紹〕: 825. 3. 7賜姓は誤カ/〔紹〕名: 熟子、〔一〕名: 就子/〔三〕860. 11. 26: 從四位上		
	天長9 (832)	3.3	統忠子				〔紹〕〔三〕863. 1. 25覺伝/〔紹〕父: 仁明/〔三〕862. 1. 8: 從四位上		
	天長9 (932) カ		統尚子				〔三〕863. 1. 8: 從四位上 ※以上三皇女を同一視する説有り		
仁明	皇子		文德天皇	7	藤原順子	女御	以下父天皇即位の年より天長10年と推測		
		天長10 (833) カ		宗康親王	6	藤原沢子	女御		
				光孝天皇	4	藤原沢子	女御		
				人康親王	3	藤原沢子	女御		
				本康親王		滋野繩子	女御		
				国康親王		藤原賀登子;	更衣カ		
				常康親王		紀種子	更衣		
				成康親王		藤原貞子	女御		
			承和初期カ		源多				弟・登の賜姓より推測/〔公〕「天長八年辛亥生」
					源冷				弟・登の賜姓より推測
	承和初期 (834)		源登		三国氏	更衣	〔三〕866. 3. 2/源氏→母の過 (845年、藤原有貞との密通の疑カ) により属籍削除		
	承和13 (846) 頃カ		源光				〔略〕卒伝より逆算し生年を参考に算出		
	承和14 (847) 頃カ		源効				〔三〕初叙の年より光の弟、覺の兄と思われるため、両者の間の生年と推測し算出		
	嘉祥2 (849) 頃カ		源覚		山口氏		〔三〕卒伝より逆算し生年を参考に算出		
	貞観8 (866)	3.2	(貞登)		三国氏	更衣	〔三〕866. 3. 2/元源氏/属籍削除→貞賜姓/〔紹〕名: 澄		
皇子				滋野繩子	女御	夭折 (6歳)			
皇女	天長10 (833) カ		時子内親王		滋野繩子	女御			
			久子内親王		高宗女王		〔一〕「帝七女」、〔歴〕「帝第八皇女」は齋宮卜定の時期より認め難し		
			高子内親王		百濟王永慶;	女孺	〔一〕名: 亮子/〔一〕「帝八女」は齋院卜定の時期より認め難し		
			親子内親王		藤原貞子	女御			
			柔子内親王		滋野繩子	女御	〔統〕〔文〕〔三〕/〔紹〕母: 貞子		
			新子内親王		藤原沢子	女御			
			眞子内親王		紀種子	更衣			
			平子内親王		藤原貞子	女御			
			重子内親王		藤原小童子;				
		文德	皇子	嘉祥3 (850) カ		惟喬親王	7	紀静子	更衣カ
	惟條親王				5	紀静子	更衣カ	父天皇即位の年より嘉祥三年と推測	
	惟彦親王				滋野奥子				
	清和天皇				藤原明子	女御			
貞観3 (861)	4.25			惟恒親王		藤原今子			

仁寿3 (853)	6.11	源能有	9	伴氏		『文』/『公』845生/『尊』1月賜姓	
		源每有		多治氏		『尊』/『一』源時有項に「兄每有」とあり	
		源時有		清原氏		『文』	
		源本有		滋野岑子		『文』	
		源戴有		滋野岑子		『文』	
貞観3 (861)	4.25	源定有		菅原氏		『一』/『歴』/『尊』母：菅野氏	
貞観3 (869)		源行有		布勢氏		『三』	
		源富有		布勢氏カ		『紹』/『帝』貞観2年賜姓/母は『帝』(吹上木)にのみ記載	
皇女	嘉祥3 (850) カ	晏子内親王		藤原列子		『伊』「第一皇女」/『歴』「第八女」は斎宮卜定の時期より認め難し	
		恬子内親王		紀静子	更衣カ	『歴』「第二皇女」	
		述子内親王		紀静子	更衣カ	『歴』「第三女」、『賀』「第五皇女」、『一』「帝五女」	
		慧子内親王		藤原列子		『一』「第四女」、『賀』「第八皇女」、『歴』「第九女」/『一』名：恵子	
		珍子内親王		紀静子	更衣カ		
			儀子内親王		藤原明子	女御	
			掲子内親王		藤原今子		『紹』「一」名：掲子/『略』名：楊子/『編』母：静子/『略』914. 2. 23薨伝「第七皇女」
	貞観3 (861)	4.25	礼子内親王		藤原今子		『三』
			濃子内親王		滋野奥子		
			勝子内親王		滋野奥子		
	仁寿3 (851)	6.11	源恵子				『文』
			源謙子				『文』
			源列子				『文』
			源济子				『文』/清和女御
			源奥子				『文』
貞観3 (861)	4.25	源富子		菅原氏		『三』/『紹』/或は富有と同一カ	
		源淵子		滋野岑子		『三』/『紹』「一」名：滋子	
		源脩子				『一』	
清和 皇子	貞観11 (869) 頃	2月以前	陽成天皇	2	藤原高子	女御	『三』868. 12. 16所生、翌年2. 1立太子につきこの間の宣下
	貞観15 (873)	4.21	貞固親王 (5)	橘休藤女	更衣		『三』/陽成弟、貞保兄により4~5歳頃の宣下
			貞元親王 (5)	藤原仲統女			『三』/陽成弟、貞保兄により4~5歳頃の宣下
			貞保親王	4 藤原高子	女御		『三』/『三』870. 9. 13誕生「第四皇子」
			貞平親王	藤原良近女	更衣		『三』/『尊』「第六皇子」とするも『三』宣下の記載中貞純の前に名を挙ぐ
				貞純親王	嘉子女王	女御	『三』
	貞観17 (875)	10.15	貞辰親王	2 藤原佳珠子	女御		『三』
	貞観18 (876)	3.13	貞数親王	2 在原文子	更衣		『三』/『三』882. 3. 27「第八子」、時に「八歳」とす
			貞真親王	1 藤原諸藤女	更衣		『三』/『帝』「九宮」
		11.25	貞頼親王	1 藤原直宗女	更衣		『三』/『一』母：藤原直宗女/『略』922. 2. 8薨伝「第十皇子」
	貞観15 (873)	4.21	源長猷		賀茂岑雄女		『三』
			源長淵		大野氏		『三』
			源長鑿		佐伯子房女	更衣	
	貞観18 (876)		源長頼	2 佐伯子房女	更衣		『三』/『紹』母：大野氏
	皇女	貞観15 (873)	4.21	孟子内親王		藤原諸葛女	
包子内親王					在原文子	更衣	『三』/『略』889. 4. 22薨伝「第一皇女」とするも『三』宣下の記載中孟子の後に名を挙ぐ
貞観18 (876)		3.13	敦子内親王		藤原高子	女御	『三』/『紹』「賀」母：良近女
貞観15 (873)		4.21	識子内親王	3	藤原良近女	更衣	『三』/『歴』「第四皇女」
				源戴子		賀茂岑雄女	『三』
陽成 皇子				元良親王		藤原遠永女	母：遠永女は連永女の誤カ

			元平親王	藤原遠永女	母：遠永女は連永女の誤カ			
			元長親王	姦子女王				
			元利親王	姦子女王				
延長 3 (925) (延喜 3 (903) カ)	5.20カ		源清蔭	紀氏	〔尊〕〔皇〕〔公〕884生/延長 3 年賜姓は延喜の誤カ			
			源清鑿	伴氏	〔尊〕〔皇〕/延長 3 年賜姓は延喜の誤カ			
			源清遠	佐伯氏	〔尊〕〔皇〕/延長 3 年賜姓は延喜の誤カ			
皇女			長子内親王	姦子女王				
			儼子内親王	姦子女王				
光孝	皇子	2.14	源元長		〔三〕			
			源兼善		〔三〕			
			源名実		〔三〕			
			源篤行		〔三〕			
			源最善		〔三〕			
			源近善		〔三〕			
			源音恒		〔三〕			
			源是恒		〔三〕/出家の後還俗、後に再び源氏賜姓 〔紹〕896. 11. 28、〔一〕〔尊〕 同 年 12. 28)			
			源蕃鑿	讚岐永直女	更衣	〔三〕		
			源貞恒	15		〔三〕/〔一〕896. 12. 28/〔公〕856生		
			源成蔭			〔三〕		
	源清実		布勢氏	〔三〕/〔三〕源氏→属籍削除				
	源是忠	14	班子女王	女御	〔三〕/〔公〕857生			
	源是貞		班子女王	女御	〔三〕			
	元慶 8 (884)	4.13 (6.2)		(源蕃鑿)	讚岐永直女	更衣	〔三〕884. 6. 2時服月俸/賜姓重複	
				(源是忠)	班子女王	女御	〔三〕/賜姓重複/後に親王	
				(源是貞)	班子女王	女御	〔三〕/賜姓重複/後に親王	
				源国紀			〔三〕884. 6. 2	
				源定省〔字多〕	18	班子女王	女御	〔三〕884. 6. 2/〔略〕887. 8. 25〔第七息〕 〔略〕字多即位前記「第三之子」/後に親王
				源香泉		〔三〕884. 6. 2		
				源友貞		〔三〕884. 6. 2		
	仁和 5 (889)	4.7	源是茂	5	藤原門宗女	〔略〕/〔公〕885生		
	寛平 3 (891)	12.29		(是忠親王)	35	班子女王	女御	〔略〕〔一〕
			(是貞親王)		班子女王	女御	〔略〕〔一〕	
仁和 3 (887)	8.25	(字多天皇)	21	班子女王	女御	〔三〕、翌日立太子・踐祚		
仁和 2 (886)	10.3	(滋野清実)		布勢氏		〔三〕/元源氏/属籍削除→滋野賜姓		
				(空性)		〔三〕884. 6. 2時服月俸/源是恒カ		
皇女	4.9		穆子内親王	正躬王女	〔三〕/〔一〕〔帝二女〕/〔賀〕〔第七皇女〕は 齋院卜定の時期より認め難し			
			繁子内親王		〔三〕/〔略〕916. 5. 26薨伝「第四皇女」、 〔歴〕〔帝第四女〕			
	元慶 8 (884)	4.13 (6.2)		源遲子		〔三〕884. 6. 2		
				源綏子	多治氏	〔三〕884. 6. 2/〔略〕名：綾子		
				源麗子		〔三〕884. 6. 2		
				源奇子		〔三〕884. 6. 2/〔一〕〔紹〕名：音子		
				源忠子	31	班子女王	女御	〔三〕884. 6. 2/後に内親王
				源簡子		班子女王	女御	〔三〕884. 6. 2/後に内親王
				源崇子			〔三〕884. 6. 2	
				源連子			〔三〕884. 6. 2	
				源綏子		班子女王	女御	〔三〕884. 6. 2/後に内親王
				源礼子			〔三〕884. 6. 2	
				源最子			〔三〕884. 6. 2	
				源僭子			〔三〕884. 6. 2	
				源黙子			〔三〕/〔一〕〔紹〕名：點子	
				源是子			〔三〕884. 6. 2	
	源並子			〔三〕884. 6. 2				

				源謙子				〔三〕884. 6. 2時服月俸		
				源為子	班子女王	女御		〔三〕884. 6. 2/後に内親王		
				源深子				〔三〕884. 6. 2		
				源周子				〔三〕884. 6. 2/〔略〕912. 4. 30卒 伝〔第十五源氏〕		
				源密子				〔三〕884. 6. 2		
	仁和1 (885)	4. 14		源和子				〔三〕/醍醐女御		
	仁和3 (887)	2月		源快子				〔一〕〔歴〕		
		2. 9		源祇子				〔三〕/快子と同一説有		
				源善子				〔三〕		
	寛平3 (891)	12. 29	(忠子内親王)	38	班子女王	女御		〔略〕〔一〕/清和女御忠子女王カ		
			(簡子内親王)		班子女王	女御		〔略〕〔一〕/〔略〕914. 4. 10薨 伝〔第二皇女〕/〔一〕陽成妃		
			(綏子内親王)		班子女王	女御		〔略〕〔一〕/〔略〕925. 4. 2薨 伝〔第三女〕/陽成妃		
			(為子内親王)		班子女王	女御		〔略〕〔一〕/醍醐妃		
宇多	皇子	寛平1 (889)	12. 28	醍醐天皇	5	藤原胤子	女御	〔略〕/〔略〕890. 12. 17維城より名を改む		
				齊中親王	5	橘義子	女御	〔略〕		
				齊世親王	4	橘義子	女御	〔略〕		
				敦慶親王	3	藤原胤子	女御	〔略〕/〔略〕890. 12. 17維蕃より名を改む		
		寛平3 (891)	2. 14	敦固親王		藤原胤子	女御	〔略〕		
				齊邦親王		橘義子	女御	〔略〕		
		寛平5 (893)	10. 17	戴明親王				〔略〕/〔尊〕〔紹〕母：褒子		
		寛平7 (895)	7. 15	敦実親王	3	藤原胤子	女御	〔略〕		
				行中親王				夭折 (13歳)		
		延喜21 (921)	12. 17	雅明親王	2	藤原褒子		〔略〕/出家後の子/醍醐養子		
		延長5 (927)	8. 23	行明親王	2	藤原褒子		〔略〕/出家後の子/醍醐養子		
				皇子		藤原繼蔭女	更衣	〔伊勢集〕〔古〕/母：伊勢/夭折 (8歳)		
	皇女			均子内親王		藤原温子	女御	〔一〕/〔紹〕母：胤子/敦慶親王室		
寛平4 (892)		12. 29	柔子内親王		藤原胤子	女御	〔略〕			
			君子内親王		橘義子	女御	〔略〕/〔略〕893. 3. 14齋宮卜定〔第三皇女〕、〔一〕〔帝二女〕			
寛平7 (895)		11. 7	孚子内親王		十世王女	更衣カ	〔略〕/母：徳姬女王に同カ			
寛平9 (897)		2. 29	成子内親王				〔略〕/〔略〕978. 12薨 伝〔第五女〕			
			依子内親王	3	源貞子	更衣	〔略〕/〔略〕936. 7. 1薨 伝〔第七女〕			
			壽子内親王		藤原有実女	更衣カ	〔尊〕名：海子/元良親王室			
			季子内親王		藤原有実女	更衣カ				
			源順子		菅原衍子	女御	〔紹〕/〔尊〕〔菅〕名：欣子、〔一〕傾子/〔尊〕母名：行子/光孝皇女説有/藤原忠平室			
			源臣子				〔紹〕			
			若子				〔紹〕/夭折カ			
醍醐		皇子	延喜4 (904)	11. 17	克明親王	2	源封子	更衣	〔略〕〔一〕/〔略〕911. 11. 28将順より名を改む	
					2. 10	保明親王	2	藤原穩子	中宮	〔略〕〔江〕/〔略〕911. 11. 28高象より名を改む
						代明親王		藤原鮮子	更衣	〔略〕911. 11. 28将親より名を改む
	延喜8 (908)		4. 5	重明親王	3	源昇女	更衣	〔略〕〔一〕/〔略〕911. 11. 28将保より名を改む		
				常明親王	3	源和子	女御	〔略〕〔一〕/〔略〕911. 11. 28将明より名を改む		
	延喜11 (911)		11. 28	式明親王	5	源和子	女御	〔略〕〔一〕		
				有明親王	2	源和子	女御	〔略〕〔一〕		
	延喜14 (914)		11. 25	時明親王	3	源周子	更衣	〔略〕〔一〕		
				長明親王	3	藤原淑姬	更衣	〔略〕〔一〕		
	延長1 (923)		11. 17	朱雀天皇	1	藤原穩子	中宮	〔一〕		
	延長8 (930)		9. 29	章明親王	7	藤原兼輔女	更衣	〔略〕〔一〕		
	延長4 (926)		11. 21	村上天皇	1	藤原穩子	中宮	〔略〕〔貞〕		

			源高明	7	源周子	更衣	「一」[符]/[符]8歳、「公」7歳
			源兼明	7	藤原淑姬	更衣	「一」[符]/[符]8歳、「公」7歳/後に親王
			源自明	4	藤原淑姬	更衣	「一」[符]
			源允明	3	源敏相女	更衣カ	「一」[符]
			源為明		藤原伊衡女	更衣	
			源盛明		源周子	更衣	後に親王
	延長1 (923)		-----				「西」[禁]皇子二名賜姓記事有(内一人は皇女カ)
	康保4 (967)	6.22	(盛明親王)		源周子	更衣	[略]/「一」[河][大]7月
	貞元2 (977)	4.21	(兼明親王)	65	藤原淑姬	更衣	[略][公][百]/[扶]24日
皇女	昌泰2 (899)	12.14	勳子内親王	1	為子内親王	妃	[略]
			宣子内親王	2	源封子	更衣	[略][「一」]
	延喜3 (903)	2.17	恭子内親王	2	藤原鮮子	更衣	[略][「一」]
	延喜4 (904)	11.17	慶子内親王	2	源和子	女御	[略][「一」]/[略]923. 2. 10歳伝に「第三皇女」とあるも認め難し/敦固親王室
			勳子内親王	5	源周子	更衣	[略][「一」]/藤原師輔室
	延喜8 (908)	4.5	婉子内親王	5	藤原鮮子	更衣	[略][「一」]
			郁子内親王	4	源周子	更衣	[略][「一」]
			修子内親王		満子女王	更衣	元良親王室
			敏子内親王	6	藤原鮮子	更衣	[略][「一」]/[略]名：繁子
	延喜11 (911)	11.28	雅子内親王	3	源周子	更衣	同上/921年賜姓は誤カ/師輔室
			普子内親王	2	満子女王	更衣	[略][「一」]/源清平室
	延長8 (930)	9.29	靖子内親王	16	源封子	更衣	同上/921年賜姓カ/藤原師氏室
	延喜20 (920)	12.17	韶子内親王	3	源和子	女御	[略][「一」][貞]/源清蔭室
			康子内親王	2	藤原穩子	中宮	[略][「一」][貞]/師輔室
	延長1 (923)	11.17	斉子内親王	3	源和子	女御	「一」/「一」名：濟子/[略]名：斉子
	延長8 (930)	9.29	英子内親王	10	藤原淑姬	更衣	[略][「一」]/923年賜姓カ
	延喜20 (920)	12.28	源兼子	7	源周子	更衣	「一」[符]
			源盛子	6			「一」[符]
朱雀	皇女	天曆4 (950)	昌子内親王	1	熙子女王		[符]/冷泉皇后
村上	皇子		廣平親王		藤原祐姬	更衣	母：元子とも
		天曆4 (950)	冷泉天皇	1	藤原安子	皇后	[略]
			到平親王		藤原正妃	更衣	
			為平親王		藤原安子	皇后	
		天德4 (960)	昌平親王	5	藤原芳子	女御	[略][九]/[略]961. 8. 23歳 伝「年六、今上第六子、」
		天德3 (959)	円融天皇	1	藤原安子	皇后	[略]/[略]959. 3. 2誕生「第五皇子」
		康保2 (965)	具平親王	2	莊子女王	女御	[略]
		康保3 (966)	永平親王	2	藤原芳子	女御	[略][大]
		天德4 (960)	源昭平	7	藤原正妃	更衣	[符][禁]/[略]25日/[西]26日
		貞元2 (977)	(昭平親王)	24	藤原正妃	更衣	[略][公]/[扶]24日
			皇子		徽子女王	女御	[略]962. 9. 11誕生即日夭折(1歳)
皇女		天曆3 (891)	承子内親王	2	藤原安子	皇后	[略][「一」]/夭折(4歳)
			理子内親王		源計子	更衣	
			保子内親王		藤原正妃	更衣	藤原兼家が通ったとされる
			規子内親王		徽子女王	女御	
			盛子内親王		源計子	更衣	藤原顕光室
	天曆8 (954) 頃カ		楽子内親王		莊子女王	女御	「一」955年齋宮(4歳)/[略]998. 9. 17歳伝「第六女」
			輔子内親王		藤原安子	皇后	[略]992. 3. 3歳 伝「第六女」、[楽]「女七」、[大]「女七の宮」
			緝子内親王		藤原祐姬	更衣	母：元子とも/[略]970. 8. 18歳伝「第八之女」(本文注(28)参照)
			資子内親王		藤原安子	皇后	「小」1015. 4. 26歳去「第九如(女)親王」
	康保1 (964)	8.21	選子内親王	1	藤原安子	皇后	[略][大](裏)
			皇女		藤原安子	皇后	[略]962. 12. 25誕生、同28日夭折(1歳)

冷泉	皇子	安和 1 (968)	12. 22	花山天皇	1	藤原懐子	女御	【略】		
				為尊親王		藤原超子	女御			
				敦道親王		藤原超子	女御			
		天元 1 (978)	11. 20	三条天皇	3	藤原超子	女御	【略】【大】【歴】		
	皇女	康保 4 (967)	8. 4	宗子内親王	4	藤原懐子	女御	【略】		
			9. 4	尊子内親王	2	藤原懐子	女御	【略】【円融女御】		
天延 2 (974)		3. 9	光子内親王	2	藤原超子	女御	【略】【一】/天折 (3歳)			
円融 花山	皇子	天元 3 (980)	8. 1	一条天皇	1	藤原詮子	女御	【略】		
		寛弘 1 (1004)	5. 4	清仁親王		平祐之女	乳母	【略】【堂】/出家後の子/冷泉養子		
					昭登親王		平祐忠女	女房	【略】【堂】/出家後の子/冷泉養子	
					覚源				僧/東寺長者権別当	
					深観				僧/東大寺別当	
	皇女			皇女		平祐之女	乳母	【采】		
				皇女		平祐之女	乳母	【采】		
				皇女		平祐忠女	女房	【采】		
				皇女		平祐忠女	女房	【采】/兵部命婦の子とす		
								他男女24名カ (【采】)		
一条	皇子	長保 2 (1000)	4. 18	敦康親王	2	藤原定子	皇后	【略】【権】		
		寛弘 5 (1008)	11. 16	後一条天皇	1	藤原彰子	中宮	【略】【堂】		
		寛弘 7 (1010)	1. 16	後朱雀天皇	2	藤原彰子	中宮	【略】【堂】【権】		
	皇女	長徳 3 (997)	12. 13	脩子内親王	2	藤原定子	皇后	【権】/【略】14日		
		長保 3 (1001) 以前		嫡子内親王 (2)		藤原定子	皇后	【権】1001. 12. 29/女二親王/天折 (9歳)		
三条	皇子	寛弘 8 (1011)	10. 5	小一条院	18	藤原娥子	皇后	【略】		
				敦儀親王	15	藤原娥子	皇后	【略】		
				敦平親王	13	藤原娥子	皇后	【略】		
				師明親王	7	藤原娥子	皇后	【略】		
	皇女	寛弘 8 (1011)	10. 5	当子内親王	11	藤原娥子	皇后	【略】/藤原教雅密通		
				観子内親王	9	藤原娥子	皇后	【略】/藤原教通室		
				長和 2 (1013)	10. 22	禎子内親王	1	藤原妍子	中宮	【略】【堂】/後朱雀皇后
				寛仁 3 (1019)	3. 4	敦貞親王	6	藤原延子		【略】【堂】【小】/三条養子
						敦昌親王		藤原延子		【略】/【紹】/母：頼宗女/三条養子
小一条院	王	長元 2 (1029)		敦元親王		藤原寛子		【略】/三条養子		
		天喜 1 (1053)	12月	敦賢親王		藤原頼宗女		【十三】/三条養子		
				源基平		藤原頼宗女		【紹】/敦賢息とも		
				源信宗		源政隆女				
				源顕宗						
				源当宗						
				行観				僧		
				聖珍				僧/阿闍梨		
				珍明				僧		
				皇子		藤原寛子		夭折 (2歳)		
		女王	寛仁 3 (1019)	3. 4	栄子内親王		藤原延子		三条養子	
					懐子内親王	2	藤原寛子		【略】【堂】【小】/三条養子	
					嘉子内親王				三条養子	
					信子女王		源氏		【采】	
					齐子女王		源政隆女			
		王女		藤原寛子		【采】				
後一条	皇女	万寿 4 (1027)	2. 11	章子内親王	2	藤原娥子	中宮	【略】【小】/後冷泉中宮		
				馨子内親王		藤原娥子	中宮	後三条中宮		
後朱雀	皇子	長元 9 (1036)	12. 22	後冷泉天皇	12	藤原嬉子	東宮妃	【紹】【百】/母は元尚侍		
				後三条天皇	3	禎子内親王	皇后	【帝】【一】【紹】		
	皇女	長元 9 (1036)	12. 5	良子内親王	8	禎子内親王	皇后	【一】【十三】		
				娟子内親王		禎子内親王	皇后	【一】【十三】/源俊房と密通		
				長曆 2 (1038)	6. 18	祐子内親王	1	姫子女王	中宮	【一】【十三】/母は藤原頼通養女
長曆 3 (1039)	12. 5	祿子内親王	1	姫子女王	中宮	【春】/母は藤原頼通養女				
		正子内親王		藤原延子	女御					

後冷泉	皇子		皇子	藤原歆子 ; 皇后	[扶] 夭折 (1歳)		
			高階為行	菅原增守女 ; 女房カ	高階為家の子とす		
後三条	皇子	治暦 4 (1068)	8. 14	白河天皇	16	藤原茂子 ; 東宮妃	[中][一][百][江]
		延久 3 (1071)	8. 12	実仁親王	源基子 ; 女御	[扶][一]	
		承保 2 (1075)	12. 16	輔仁親王	源基子 ; 女御	[一][十三]	
				皇子	藤原行子 ; 典侍	夭折	
				皇子	馨子内親王 ; 中宮	夭折	
			藤原有佐	平親子 ; 堂侍	藤原綱綱養子		
	皇女	治暦 4 (1069)	8. 14	聡子内親王	藤原茂子 ; 東宮妃	[本][扶][一]	
				俊子内親王	藤原茂子 ; 東宮妃	[本][扶][一]	
				佳子内親王	藤原茂子 ; 東宮妃	[本][扶][一]	
				篤子内親王	藤原茂子 ; 東宮妃	堀河中宮	
皇女				馨子内親王 ; 中宮	[榮] 夭折		
		皇女	藤原茂子 ; 東宮妃	夭折 (1歳)			

※皇子女の並びについては親王、源氏賜姓者、出家者とし、父天皇ごとに、皇子、続けて皇女とした。また各々の内史料中における序列、表記、並びに推定される生年等から考慮し、生まれの早い者から順に記載した。但し、源氏から親王に復すなど重複する場合や、後に改めて源氏以外の氏を賜った場合は改めて下部に記し ( ) を付し、姓名や詳細が不明の場合は生年に問わず最下部に列した。

※皇子女の年齢は賜姓・宣下時の年齢であり、賜姓・宣下時の史料に年齢の記載があるものは記載の年齢を、生年の分かるものは生年を参考とした。一部[公]を参考としたが、六国史等と相違のある場合は六国史等を優先した。その他年齢の推察されるものを参考に算出したものもあるが、何分不確実なものであることは考慮されたい。

※生母の后妃の別については天皇在位中迄の皇太后位、贈位等を除いた最終的なものであり、また皇子女出生時のものではないことを考慮されたい。

※出典は主たるもののみ表記した。史料によって名前、生母等が異なる場合は備考欄に加え、特に生母に関しては通説もしくは史実に沿った者を生母の覽に記載した。

※出典の略記は以下の通りである。/後：『日本後紀』、続：『続日本後紀』、文：『文徳天皇実録』、三：『日本三代実録』、略：『日本紀略』、扶：『扶桑略記』、公：『公卿補任』、姓：『新撰姓氏録』、紹：『本朝皇胤紹運録』、一：『一代要記』、十三：『十三代要略』、尊：『尊卑分脈』、皇：『皇代暦』、帝：『帝王系図』、菅：『菅原氏系図』、禁：『禁秘抄』、歴：『歴代編年集成』、編：『帝王編年記』、符：『類聚符宣抄』、古：『古今和歌集目録』、河：『河海抄』、西：『西宮記』、江：『江家次第』、賀：『賀茂齋院記』、伊：『伊勢齋宮部類』、大：『大鏡』、榮：『榮花物語』、百：『百鍊抄』、本：『本朝世紀』、貞：『貞信公記』、九：『九曆』、権：『権記』、堂：『御堂関白記』、小：『小石記』、中：『中右記』、春：『春記』 (順不同)